

【新規許可申請者等に対する法令試験の見直しについて】

国自貨第 1 2 2 号
平成 2 5 年 3 月 4 日各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局貨物課長

新規許可申請者等に対する法令試験の実施について

(前文略)

記

1. 試験を実施する申請事案

以下の申請について、試験を実施すること。

- ① 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をする場合を含む。）の経営許可申請（ただし、特定貨物自動車運送事業者が当該事業許可の廃止と同時に、新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得する場合については除く。）
- ② 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をする場合を含む。）の事業の譲渡・譲受、合併及び分割（一般貨物自動車運送事業の許可を取得している既存事業者が存続する場合は除く。）、相続認可申請とする。
- ③ 特定貨物自動車運送事業の経営許可申請

2. 受験者

受験者は、1 申請に当たり 1 名のみとし、申請者が自然人である場合は申請者本人、申請者が法人である場合は、許可又は認可後、申請する事業に専従する役員とする。

3. 法令試験の実施方法等

- ① 試験については、隔月で実施することとし、同一の申請者が受験できる回数は隔月 1 回までとすること。
- ② 試験の実施日時については運輸局等毎に試験会場や人員の都合を勘案して決定すること。この場合、できる限り運輸局等毎に月 1 回程度に集約して実施すること。
- ③ 合格点に達しない場合は、次回の試験月（試験月の翌々月）1 回に限り再度試験を受験できることとする。
- ④ 上記③の再試験において合格点に達しない場合は、却下処分とする。ただし、当該申請についての取下の願い出があった場合は、この限りではない。

4. 受験者の確認等

当該申請に係る受験者は、試験当日の開始前に申請人本人（申請者が法人である場合は、許可又は認可後申請する事業に専従する業務を執行する常勤役員）であることが確認できる運転免許証、パスポート等を提示すること。

5. 出題範囲及び設問形式等

(1) 出題の範囲（以下の法令等については、法令試験の実施日において施行されている内容から出題する。）

- ①貨物自動車運送事業法
- ②貨物自動車運送事業法施行規則
- ③貨物自動車運送事業輸送安全規則
- ④貨物自動車運送事業報告規則
- ⑤自動車事故報告規則
- ⑥道路運送法
- ⑦道路運送車両法
- ⑧道路交通法
- ⑨労働基準法
- ⑩自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年2月9日 労働省告示第7号）
- ⑪安全衛生法
- ⑫私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
- ⑬下請代金支払遅延等防止法

(2) 設問方式

○×方式及び語群選択方式とする。

(3) 出題数

30問

(4) 合格基準

出題数の8割以上とする。

(5) 試験時間

50分とする。

6. 試験問題の作成

- ① 試験問題は、本省又は各地方運輸局において作成したものを本省が取りまとめて配布するものから30問選択して出題すること。
- ② 試験問題の刷新については、各地方運輸局等において随時試験問題案を作成し本省と協議する。

7. 運輸支局等との連携

試験の実施主体は、許認可等権限を有する地方運輸局であるが、受験者の利便を勘案して、運輸支局等と連携して法令試験を運用されたい。

8. その他

参考資料等の持ち込みは不可とし、「関係法令等の条文集」を受験者1名に1部配付する。

なお、当該条文集は試験終了後に回収するものとする。

9. 公示等

法令試験の実施については、申請者等の関係者に周知を図るべく、別添「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について」の公示例を基に各運輸局等において実施日前早期に公示されたい。